

## [欧州/EPO] 審査基準の改正 ～明細書の記載要件を厳格化～



### 明細書の記載要件を厳格化（2021年3月1日施行）

- ・従来より、EPOは、クレームの補正を明細書に反映するよう出願人に厳格に要求していた。
- ・**今般の改正により、明細書の記載要件に関する審査基準は従来よりも厳格になる。**
- ・**業務面および費用面において、出願人と代理人の負担は高まる見込み。**

#### ■ 改正内容（審査基準Part F - IV, 4.3(iii)）

今般の改正は、欧州特許条約第84条に関連する。

第84条 クレームには、保護が求められている事項を明示する。  
クレームは、明確かつ簡潔に記載し、明細書より裏付けがされているものとする。

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。